

第 1 7 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成25年10月 3日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、法制課職員の入庁からの職歴の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 同月16日、実施機関は、本件公開請求に対して、任免記事に係る職員データ（以下、「本件対象文書」という。）を特定し、次の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件対象文書には、個人の経歴の情報が記載されており、これらの情報は特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。

(2) 条例第 7条第 1項第 5号に該当

本件対象文書には、特定の個人の人事管理に関する情報が記載されており、これらの情報は公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 同月22日、異議申立人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

名古屋市では職員録を販売しており年度毎に職員がどの局、課、係に属しているのかが明確であり、職務上での情報のみ公開されていると考える。従って公開しない理由はその理由にあたらぬ。

市民情報センターでは、昭和61年以降のものは確認ができる状態にある。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 条例第 7条第 1項第 1号について

職員の職歴は、特定の個人を識別でき、また通常他人に知られたくないと認められる情報であるため、本号に該当する。

2 条例第 7条第 1項第 1号ただし書アについて

職員の入庁から現在までの職の経歴は、現在の職務行為と直接関係するといえるものではなく、職務の遂行に係る情報として公開すべきものとはいえない。

3 条例第 7条第 1項第 5号について

職員の職歴について公表することは、職員それぞれの能力、資質、職務成績及び人事のあり方について様々な憶測をされる蓋然性があり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

4 異議申立人は、既に職員の現在の所属が職員録により公表されており、年度ごとにこれが確認できることから、条例第 7条第 1項第 1号及び第 5号にはあたらないと主張している。しかし、各時点の所属と、入庁以来の経歴はまったく異なるものである。

5 また、任免記事は、職員に対しての身分に係る発令行為を記録するものであり、いわゆる職歴に該当する配属先の記載だけでなく、昇任・降任歴、派遣歴、休業・休職歴、処分歴等が発令日を含めて一体となって記録されているものである。それに対し、職員録に掲載されている内容は、原則各年度 6月 1日現在における職員の配属先を示したものである。

6 仮に、任免記事のうち配属先以外の情報を非公開とした場合、非公開部分の存在によって休業・休職歴や処分歴が存在することが詮索され、職員の能力、資質、職務成績及び人事のあり方について様々な憶測をされる蓋然性がある。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書が条例第 7 条第 1 項第 1 号又は第 5 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 公開しない理由の追加について

実施機関は、本件異議申立ての審議中に公開しない理由の追加を行ったが、当審査会としては、このような理由の追加が認められるか否かについては、次のとおり判断する。

条例が公開しない理由の付記を規定している理由は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、公開しない理由を処分の相手方に知らせることにより、その不服申立てに便宜を与えるためであると解される。公開しない理由の付記が行政手続の一環として要求されているにもかかわらず、不服申立ての審議の段階になってから理由の追加や差替えを安易に認めることは、公開しない理由の付記の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くおそれがある。

しかし、当審査会において、新たに追加された公開しない理由について審議することができないとすると、当審査会より答申を受けた実施機関がその新たな公開しない理由により再び非公開決定を行う可能性も否定できず、本件異議申立てに対する迅速な決定を妨げる事態が生じかねない。

また、実施機関は追加弁明意見書を当審査会に提出し、当審査会は異議申立人に対して当該追加弁明意見書の写しを送付するとともにそれに対する反論の機会も与えた。

以上のことから、当審査会としては、追加された公開しない理由も含めて本件異議申立ての審議を行ったものである。

4 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

まず、本件対象文書が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたいと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

ただし、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は非公開情報に該当しないが、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該情報は非公開情報に該当するとしている。

(2) 当審査会の調査によると、任免記事に係る職員データには、発令年月日、職名、補職名、勤務場所、兼任、併任、事務従事等の本務以外の職務、昇任及び降任、分限処分に関する情報、懲戒処分に関する情報、育児休業に関する情報等が記載されている。

(3) 本件対象文書に記載されているのは、総務局行政改革推進部法制課の職員の氏名及び入庁からの経歴であり、特定の個人が識別される又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

(4) 次に、本件対象文書が通常他人に知られたいと認められるものであるか否かについて検討する。

まず、異議申立人は、名古屋市では職員録を販売しており、年度毎に職員がどの局、課、係に属しているのかが明確であり、職務上での情報のみ公開されている旨主張するので、この点について検討する。

ア 当審査会の調査によると、職員録は、作成時点における職員の氏名、所属、補職が記載されるものであり、実施機関において毎年度発行及び販売している。また、過去に発行されたものは市民情報センター等で閲覧することが可能であることから、職員録を調べることにより、職員の経歴の一部を知ることが可能となる。

イ しかしながら、職員録は、本来職員同士の事務連絡を目的として作成されているものであり、その趣旨に鑑みると、作成時点における職員の

氏名や配属等を明らかにしているものに過ぎないと考えられる。

一方で、実施機関は、特定の個人について、いつの時点でどの職・地位に就いていたか等の詳細な経歴を公表しておらず、ある時点の職員録の情報と、特定の個人に着目した過去からの経歴は異なると言わざるを得ない。

ウ また、任免記事に係る職員データは、職員の氏名、所属、補職に加え、身分取扱に係る情報等が記載される職員の個々の経歴に関する情報であり、公開すると、それらの情報の有無等から、職員それぞれの能力、資質、職務成績等について様々な憶測をされる蓋然性があることは明らかである。

エ したがって、本件対象文書は、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものと認められる。

(5) 次に、本件対象文書のうち、職員の氏名、所属及び補職が職務遂行情報にあたるか否かを検討する。

職務の遂行に係る情報とは、公務員が担任する職務を遂行する場合における情報をいう。

一方で、本件対象文書は、実施機関において人事異動を始めとした人事管理のための基礎資料の一つとして用いられる詳細な職員個人の経歴に関する情報であり、そこに記載された過去のどの時点でどのような職に就いていたかという経歴である職員の氏名、所属及び補職については、職務遂行と直接関係しないことは明らかである。

したがって、本件対象文書のうち、職員の氏名、所属及び補職は職員の職務遂行に係る情報には当たらないと認められる。

(6) 以上のことから、本件対象文書は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

5 条例第 7条第 1項第 5号該当性について

実施機関は、本件対象文書を公開することにより、職員それぞれの能力、資質、職務成績及び人事のあり方について様々な憶測をされる蓋然性があり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると主張しているが、本件については、条例第 7条第 1項第 1号に該当し非公開とすることが妥当であると認められることから重ねて判断しない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成25年11月18日	諮問書の受理
11月25日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成26年 2月 4日	実施機関の弁明意見書を受理
2月17日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述申出書を提出するよう通知
2月18日	意見陳述申出書の受理
11月14日 (第168回審査会)	調査審議 実施機関の補足説明を聴取
平成27年 2月13日 (第171回審査会)	調査審議
4月17日 (第173回審査会)	調査審議
6月12日 (第175回審査会)	調査審議
9月 9日	実施機関の追加弁明意見書を受理
12月18日 (第181回審査会)	調査審議
平成28年 2月12日 (第183回審査会)	調査審議
3月30日	答申